

スクールバスの運行について

令和3年11月1日改定

1. 基本理念

- (1) 児童・生徒の下校は保護者の責任においてなされる。
- (2) スクールバスは原則として児童・生徒が安全に、かつ安心して登下校するために運行する。また、必要に応じ校外学習等に利用する。
- (3) スクールバスの運行に関する業務は、TLS社に外部委託する。
- (4) バスルート並びにステーションは、安全確保、法令順守、運行の継続を主目的とし、効率的かつ公平なルートにすることを念頭にTLS社によって決定される。

2. スクールバスの運行上の留意点

- (1) スクールバス利用希望者は、住居の決定に関わらず事前に「スクールバス利用申請書」を学校経由でTLS社へ申請する。その際、送迎の可否、送迎可能な地点についてTLS社に確認する。
- (2) スクールバスは年間利用を原則とする。ただし、転居によりバスが利用できなくなる場合及び、転出する場合は除く。また、その場合は、速やかに学校経由でTLS社に申し出る。
- (3) バス変更、保護者乗車は原則不可とし、児童生徒の乗車又は乗車キャンセルのみとする。
- (4) 登校時、ダイヤ表に示された定刻にステーションに来ない場合、バスはTLS社ルールに則り、2～3分待って出発する。
- (5) 下校時の出迎えは、小1～小3は原則、保護者の出迎えを必要とする。下校時にステーションに保護者がいない場合は、適宜その場で添乗員若しくはコーディネーターから保護者宛に連絡をとり対応する。万一、保護者と連絡が付かない場合は学校に連れ帰り、保護者が学校に迎えに来る。
- (6) 毎週特定の曜日にバス利用をキャンセルする場合は、SNS/SMSやメール等の文章が残る形式でコーディネーターに事前に連絡する。
- (7) ダイヤ表に示されている出発時刻や到着時刻はあくまで目安であり、余裕をもってステーションに行く。
- (8) 登校時のバスにおいて、何らかの理由でバスの運行が遅れる場合、バス添乗員より連絡があるので変更された時間を確認し乗車させる。出発遅延時間が30分を超える場合は、バス添乗員の連絡を元に各自タクシーを利用し登校させる。その際にかかった費用を事後にTLS社にて清算する。

3. 送迎場所とルート作成における基本事項

- (1) バスルート作成に関しては、原則1時間程度の送迎時間を目標に作成するが、交通状況や距離によって変動する可能性もあり、確約するものではない。また、突発的な交通渋滞など外的要因の遅延時間については考慮しない。
- (2) 送迎拠点については、利用状況に応じた主要地下鉄駅周辺への送迎ルートを基本として設定し、新規の拠点は設定しない。仮に新規の拠点を設定する場合は、学校運営委員会が合理性に基づいて決定する。
- (3) バスルートにおける送迎順に関しては、効率的かつ公平性を念頭にTLS社により決定される。学校より道のりで近い順に送迎する事を原則とする。
- (4) 利便性向上に関わる要望において、運行時間の延長やバス料金増加に繋がるものについては、原則これを認めない。
- (5) バス停車地、ルートの変更・要望等は直接コーディネーターに申し出るものとし、TLS社が対応する。ただし、当該要望により、バス運行、運営に多大な影響の恐れがある場合はTLS社の報告をもとに学校運営委員会で協議し対応する。

4. 事故責任の所在

- (1) 児童・生徒の登下校は保護者の責任においてなされるものであることを、保護者は確認する。
- (2) 保護者は、学校運営委員会に事故責任に関する財政上の当事者能力がないことを確認する。
- (3) 低学年（小学校1～3年生）の保護者は児童をスクールバスステーションまで送迎する義務を負う。

5. スクールバス運航における役割分担

スクールバス運行にあたり、学校運営委員会、保護者、委託会社、学校の役割分担を原則、以下のとおりとする。

(1) 学校運営委員会

- ① スクールバス運行の方針決定
- ② スクールバス会計並びに予算の策定

(2) 保護者

- ① 登校便の乗車キャンセルの連絡は前日の 16:00 までにコーディネーターに連絡する。これ以降のキャンセルの連絡は、直接添乗員に出発時刻前までに連絡する。(SNS/SMS など文章が残る物で行う)
- ② 下校便の乗車キャンセルは各自コーディネーターにする。(SNS/SMS など文章が残る物で行う)

(3) バス会社（主にコーディネーター）

- ① 添乗員、ドライバーとの連絡調整
- ② 各家庭との連絡調整
- ③ 利用者リスト、ルートマップ、ダイヤ表、各種届出様式等の作成
- ④ 転入生への対応（ステーションの設置、廃止、事前連絡 等）
- ⑤ トラブル、クレーム対応

(4) 学校

- ① スクールバス費の徴収及び TLS 社への支払い
- ② 転出入児童生徒の把握及び、新たなバス利用を希望、または変更を希望する児童・生徒の把握。TLS 社への情報提供
- ③ バス乗車に関する児童生徒への指導

6. スクールバス費用及びその徴収

- (1) スクールバスを利用する場合は、バス費用として、別途連絡されるバス料金を 3 期に分け、学校が徴収する。(5月, 9月, 1月にそれぞれ4か月分をまとめて徴収する)
- (2) 転入時のスクールバス費の徴収については、規定額を月割り計算で徴収する。また、転居によりバスの利用ができなくなる場合、利用月までの規定額を月割り計算で徴収する。